

(資料2)

大阪府の当面の対応

【その1】

介護予防活動普及展開事業（平成28年度～）

●目的

生涯現役社会を実現するため、先進的な市町村で取り組んでいる効果的な介護予防の仕組みを全国展開し、元気な高齢者を増やすことを目的とする。

具体的には、①介護予防における市町村のリーダーシップ構築、②市町村が主体的に介護予防に取り組むための組織づくりと運営、③効率的・効果的な短期集中介護予防プログラムの実施と地域の受皿づくりを全国の市町村で実践できるよう、以下のような技術的な支援を行う。

●平成28年度事業内容

全国の市町村における上記①～③の取組を強化するため、先進事例から普遍的なノウハウを抽出、普及し、実践につなげる。

(1) 介護予防活動普及調査事業

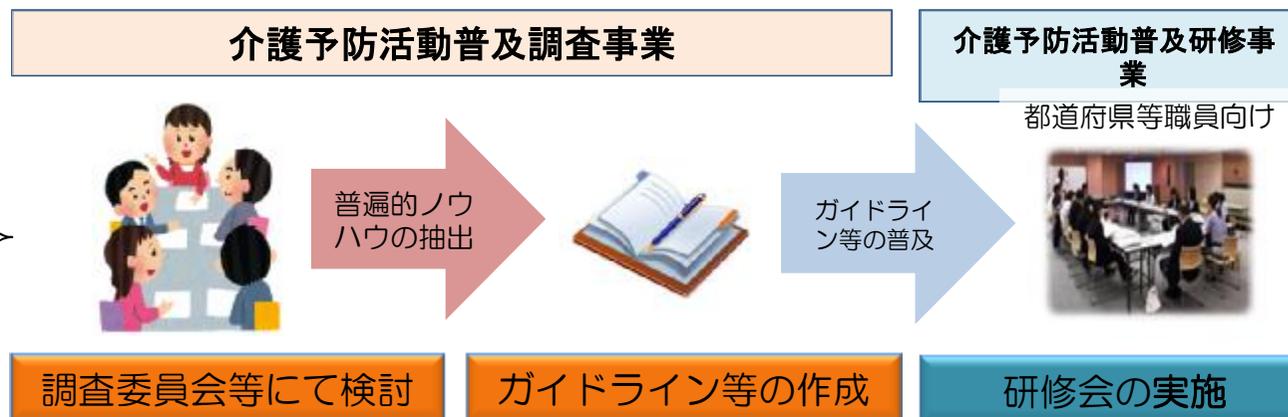
介護予防に積極的な自治体において取り組まれている、「要介護状態からの卒業」を見据えた介護予防の手法について、全国の市町村において取り入れることができるよう、普遍的なノウハウを抽出し、ガイドラインを作成する。都道府県との連携の下、ガイドラインに沿った取組を全国の市町村が実践できるよう、研修・フォローアップのためのカリキュラムを策定し、市町村に提供する。

(2) 介護予防活動普及研修事業

上記研修カリキュラムを用いた研修会を試行的に開催し、ガイドライン、カリキュラム改訂時に内容の充実を図る。

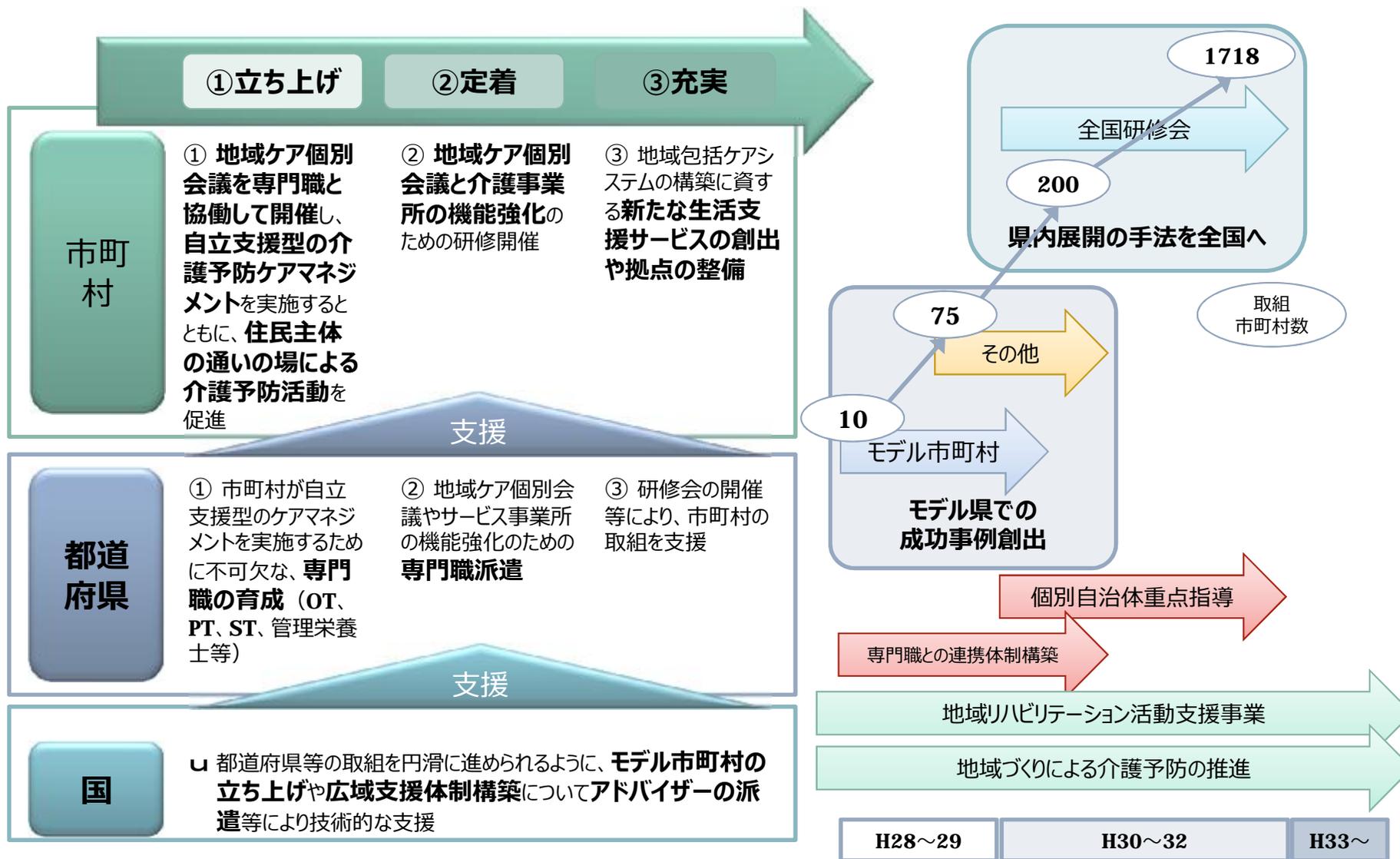


自治体における先進事例



効果的な自立支援・介護予防の全国展開

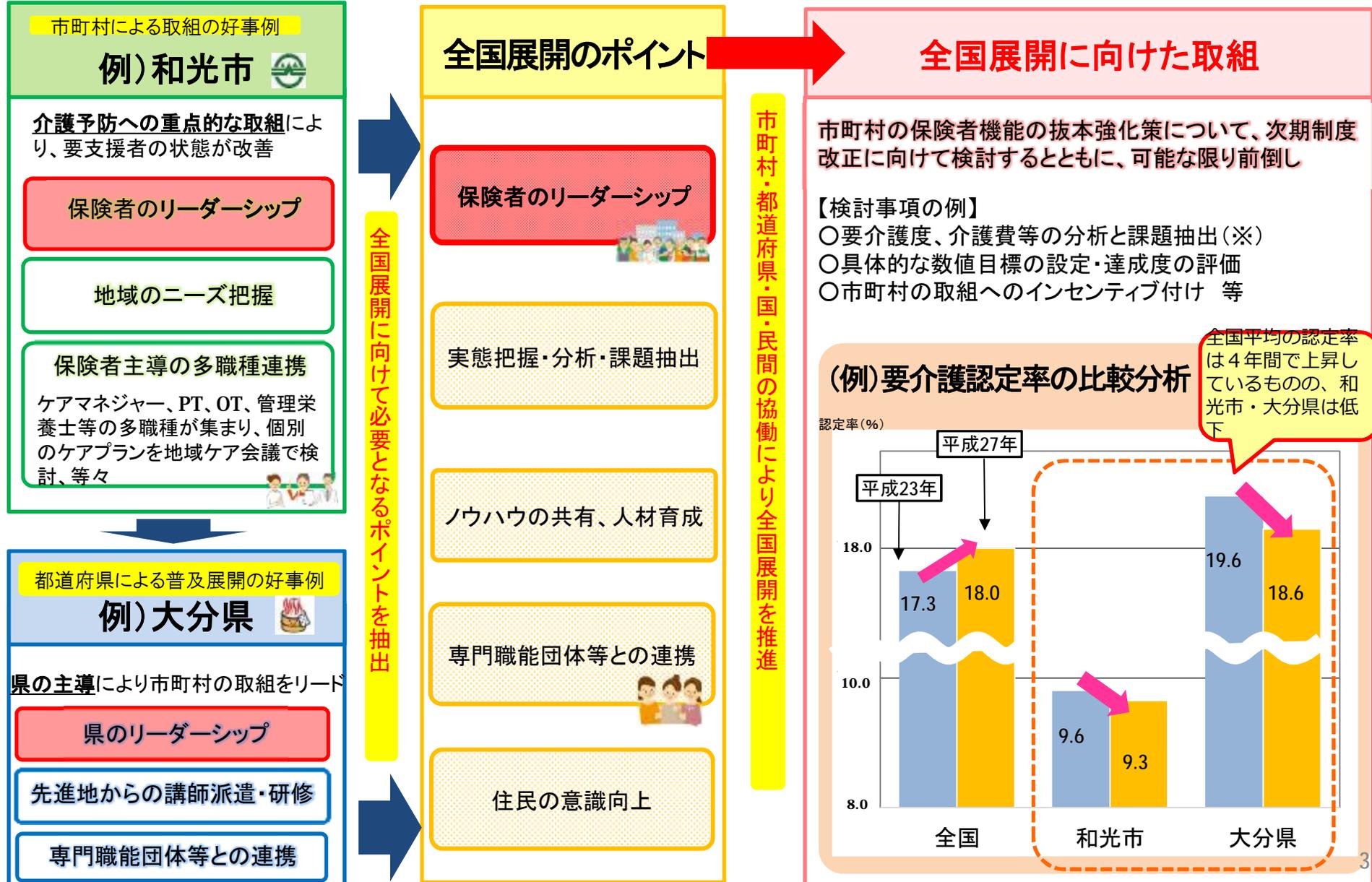
- I 大分県の事例を参考に、都道府県による市町村支援体制を整備し、和光市等の自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの仕組みを全国に普及する。



保険者機能の強化 ～効果的な介護予防の横展開～

高齢者の自立支援・介護予防に取り組む先進的な保険者の取組の全国展開

高齢化が進展する中で、高齢者の自立した日常生活の支援、介護予防、要介護状態等の軽減に向けた保険者の取組を一層加速化することが必要



【その2】

介護給付費適正化推進特別事業について

事業内容

都道府県における現状分析と保険者への専門家派遣

市町村と協力しつつ介護保険事業計画をより実効性のあるものにしていくため、先駆的な都道府県においてモデル事業的に取組を実施。具体的には、地域包括ケア「見える化」システムも踏まえ、専門家のアドバイスをうけつつ都道府県において県内の介護費分析や効果的な保険者支援について検討を行うとともに、市町村へ実際に専門家を派遣し取組を支援する等の事業を実施する。

【その3】

介護認定審査会訪問による保険者への技術的助言 ～ 大阪府要介護認定事務標準マニュアルの作成等に向けた事前調査 ～

1 介護認定審査会訪問について

今年度、府が、各市町村の介護認定審査会（以下「審査会」という。）を訪問。審査会を傍聴後、審査会事務局職員等と意見交換を行うことにより、認定調査員の評価がばらついている事項等を把握。認定事務の均一化、審査会事務等の効率化、適正化を図るための大阪府標準マニュアルの作成等を行う。

2 具体的な成果物のイメージ

- ・ 認定事務、審査会事務等に関する大阪府標準マニュアルの作成
- ・ 保険者による事業評価に活用できるように「(審査会事務局向け)セルフ評価シート(大阪府版)」を作成

3 スケジュール

- 1) 準備期間(2政令市とのプレ準備): 6月～7月
- 2) 審査会訪問の実施: 8月～12月実施
- 3) マニュアル等の作成: 平成29年1月頃